

# 障害者等用駐車スペースの 適正利用等の促進について

国土交通省総合政策局安心生活政策課

課長補佐 うらぐち たかなお  
浦口 恭直

## 1

### はじめに

皆様は、さまざまな施設の駐車場で「車いすマーク」の付いた幅の広い駐車スペースをご覧になったことがあると思います。これは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」）で、一定規模以上の施設の新設の際に設置を義務付けているものです（施設設置管理者により任意に設置されている場合もある）。

この駐車スペースの利用に関しては、障害のない人が駐車し、障害のある人（障害者、高齢者、妊産婦、けが人等。以下「障害者等」という）の円滑な利用が阻害されているとの声や、さまざまな障害者等の利用を念頭に置いた場合に当該駐車スペースが必ずしも質・量において十分に利用しやすいものとなっていないとの声が、たびたび国に寄せられていました。

このため当課では、平成22年度、有識者や関係団体のご協力をいただきながら、当該駐車スペースの利用に係る利用対象者のニーズや課題、ハード面・ソフト面の具体的な取り組み方策の効果や課題を明らかにして有効な施策を検討することを目的として、標記に係る調査を実施しましたので、その概要をご紹介します。

## 2

### 調査の内容・方法

パーキング・パーミット制度（異なる名称の同様の仕組みを含む。以下同じ。内容は後述）を導入している地方公共団体の一部（佐賀県、福島県、埼玉県川口市）を対象とし、当該地方公共団体のご協力をいただきながら、それらの地域の施設設置管理者にヒアリング調査を、また、同地域において当該制度を利用する高齢者、障害者にアンケート調査を実施しました。

このほか、施設管理者については、上記地域以外においても、障害者等用駐車スペースに専用ゲートを設置する等、施設独自の取り組みにより対象者以外の利用防止に努めている大型商業施設にヒアリング調査を実施しました。なお、当該駐車スペースの利用対象者のうち、自動車の乗降にスペースの広さを特に必要とする者の利用実態等を重点的に把握するため、アンケート調査の対象者は、車いす使用者を含む「肢体不自由者、脳原性運動機能障害者、要介護者等」としました。

以下、項目に分けてそれぞれの調査内容をご説明します。

## 3

### 公的な仕組みによる適正利用のための取り組みについて

地方公共団体では、利用証を交付し、利用対象

者を明確にする「パーキング・パーミット制度」の導入、障害者等用駐車スペースの不適正な駐車を抑止するための管理運用（ポスター等による啓発等）について、管理者へ働きかける等の取り組みが実施されています。このうち、主な取り組みとしてパーキング・パーミット制度について以下にご紹介します。

(1) パーキング・パーミット制度の概要

パーキング・パーミット制度は、障害者等用駐車スペースを必要とする対象者を具体的に明確化

し、当該対象者に対し地方公共団体の区域内で施設共通の利用証を交付することにより、不適正な駐車を防ぐことを目的とした任意の仕組みです。平成22年12月現在、16県3市で実施され、実施する地方公共団体が増えつつあります。なお、地方公共団体により、利用対象者の範囲等は多少異なっています。

利用者は、駐車時に利用証を車外に見えるように掲示することとされており、当該駐車スペースが利用対象者に使用されているか否かを簡便に判

表一 1 パーキング・パーミット制度の利用対象者の範囲（数字は利用対象としている地方公共団体の数）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	該当なし
視覚障害		19	19	19	19			
聴覚障害	聴覚障害	—	8	8		—		11
	平衡機能障害	—	—	19	—	15	—	
音声言語機能障害		—	—			—	—	19
肢体不自由	上肢	19	19	3	3			
	下肢	19	19	19	19	16	16	
	体幹	19	19	19	—	15		
脳原性運動機能障害	上肢機能	19	19					
	移動機能	19	19	19	18	15	15	
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	19	—	19	18	—	—	4
	腎臓機能障害	19	—	19	18	—	—	
	呼吸器機能障害	19	—	19	18	—	—	
	膀胱または直腸機能障害	19	—	19	17	—	—	
	小腸機能障害	19	—	19	18	—	—	
	肝臓機能障害	15	15	15	13	—	—	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		19	19	19	18	—	—	
高齢者	要介護					要支援		該当なし
	5	4	3	2	1	2	1	
	19	19	19	19	16	3	3	
知的障害	A		B		C		該当なし	
	2		19					
精神障害	1級		2級		3級		該当なし	
	15							
難病患者（特定疾患医療受給者）	すべての疾病			一部疾病を除く			該当なし	
	14			5				
妊産婦	母子手帳取得時～	妊娠7カ月～	～産後3カ月 <sup>*1</sup>	～産後6カ月	～産後1年 <sup>*2</sup>	～産後1年半 <sup>*3</sup>		
	1	19	19	8	5	1		
<p>*1：妊娠7カ月～産後3カ月の地方公共団体のうち、2県（熊本県・鹿児島県）と埼玉県川口市は、有効期限を1年未満とする。</p> <p>*2：該当する5県のうち、2県（岡山県・山口県）は、産後は乳幼児の同乗の場合も該当する。</p> <p>*3：該当する1県は鳥取県。妊産婦に加え、1歳6カ月未満の子ども同伴も該当する。</p>								
けが人	車いす・杖使用者					該当なし		
	15 <sup>*4</sup>					4		
<p>*4：該当する15県のうち、3県（島根県・熊本県・鹿児島県）は、有効期限を1年未満とする。</p> <p>(注) 1. 鳥取県では、発達障害者のうち、歩行に介助者の特別な注意が必要であると医療機関等に認められた方は対象者としている。</p> <p>2. 茨城県神栖市では、利用対象者に対する詳細な規定はなく、身体障害者手帳・診断書・母子手帳・介護保険被保険者証・特定疾患医療受給者証・療育手帳の写しを求めている。</p>								

断することができます。

この利用証は、一部の地域では、地方公共団体間の連携により地域をまたいだ複数県の広域的地域での相互利用も進められています。

この制度導入のメリットとしては、障害のない人による不適正利用等、利用対象者以外の者による利用がある程度減少することや、地方公共団体による公的な仕組として地域の施設設置管理者や住民の協力が得られやすいことなどが挙げられます。

制度の導入に当たっては、利用対象者（利用証の発行対象者）をどのような障害（広い意味で）を持つ人までとするか、想定される利用者数に応じた駐車スペースの確保をどのように行うか、関係施設への同制度実施への協力依頼などについての十分な検討が必要と考えられます。

#### (2) 制度の利用対象者

全国のパーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体の利用者、対象者の範囲を、障害の種類と等級別、要介護度等の区分別に見ると、例えば、下肢の肢体不自由者は6級から、高齢者は要介護者のみを対象者の範囲に含めている地方公

共団体が多くなっています。また、妊産婦も利用対象者に含まれ、対象となる期間は妊娠7カ月以降から産後3カ月までとしているところが多く、さらに怪我をして車いすや杖を利用する人も対象としているところが多くなっています（表—1）。

#### (3) 協力施設

パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体における協力施設の種類の数を見ると、「官公庁、公共施設」「大型スーパーマーケット・ホームセンター等」「医療・福祉施設」が上位を占める地域が多くなっています。このほか、「観光・宿泊施設」「スポーツ施設・公園」「銀行・郵便局」「コンビニエンスストア・ドラッグストア」などが協力施設となっています（表—2）。

## 4 各施設における適正利用の取り組み

地方公共団体による取り組み以外に、それぞれの施設においても適正利用のための取り組みが行われています。

表—2 パーキング・パーミット制度の協力施設の種類の数

	官公庁・公共施設	医療・福祉施設	大型スーパーマーケット・ホームセンター等 <sup>*1</sup>	観光・宿泊施設	スポーツ施設・公園	銀行・郵便局	その他商業施設等 <sup>*2</sup>	コンビニエンスストア・ドラッグストア	駅・空港・道の駅（港）	駐車場	飲食店
岩手県	87	69	100	9	28	1	2	0	8	1	2
山形県	302	65	80	25	40	39	30	0	12	14	5
福島県	271	233	280	48	56	26	69	44	26	4	12
栃木県	117	50	13	12	24	2	1	1	1	4	0
群馬県	250	121	175	29	30	7	35	12	2	7	1
福井県	232	239	131	121	28	48	1	58	1	7	1
島根県	90	50	23	33	20	26	0	15	8	0	1
鳥取県	133	87	19	19	19	16	3	5	0	6	4
岡山県	215	109	163	45	14	1	0	22	9	5	2
山口県	453	98	163	12	66	26	1	2	11	18	4
徳島県	218	12	62	0	20	26	0	0	1	5	0
愛媛県	228	73	120	118	34	55	20	2	18	10	0
長崎県	219	222	63	23	38	37	19	54	4	4	3
佐賀県	371	309	245	64	55	79	150	130	17	6	34
熊本県	357	179	133	75	41	57	20	10	21	14	2
鹿児島県	335	179	201	100	57	24	33	2	25	0	18
神栖市	16	4	13	4	4	3	1	4	0	0	5
川口市	38	10	32	0	7	2	15	4	0	4	5
相生市	31	0	3	0	1	2	0	0	1	0	0

\*1：大型スーパーマーケット・ホームセンター等：家電量販店、ホームセンター、沿道型衣料品店、沿道型書店・CDショップ、沿道型娯楽施設（パチンコ屋等）等

\*2：その他商業施設等：事務所（医療機器会社、自動車メーカー等）、宅配便営業所、斎場等

### (1) 障害者等用駐車スペースを区画するゲートの設置

一部の大型施設においては、障害者等用駐車スペースの出入り口等にゲートを設け、障害のない人による利用を防止する取り組みが行われています。

#### ① 利用対象者

障害者等用駐車スペースの利用対象者には、ゲートを開け閉めするためのリモコンやカード等を配付している場合が多く、その配付対象者は、「車いす使用者のみ」「障害者」「障害者と介護保険適用者」等、企業グループ、各店舗、施設の種類等によって異なります。

#### ② 駐車スペースの配置形式

配置形式はいくつかの障害者等用駐車スペースをまとめてゲートの一つ設置する「集約型」と、1スペースごとにゲートを設置する「個別区画型」がありますが、集約型を採用している施設が比較的多く見受けられます。ゲート開放手段は、「複数店舗共通で利用できるリモコン」が最も多く、近年登場した「車番認識」方式では、お客様がサービスカウンターに来て、リモコンやカードの交付を行う手続きの煩わしさが解消されています。

#### ③ 軽度の障害者や妊産婦等向け駐車スペースの設置

専用ゲートのある駐車スペースを設けている店舗では、当該スペースのほかに「軽度の障害者、高齢者、妊産婦、けが人等が利用できる3.5m幅のスペース」を設置しているところもあり、サービスセンターで許可証を発行してもらえば、利用



高齢者や運転初心者用のゆとりの駐車場  
(イオンレイクタウンkaze)

写真一 高齢者等向け駐車スペースの例

可能とされています。さらに、許可証の不要な「高齢者や初心者向けにゆとりをもたせたスペース」も併設している例があります(写真一)。

#### (2) 注意喚起等の対策

なるべくコストを抑えて、より幅広い施設管理者が実施できる以下のような取り組みも行われています。

#### ① 目立つ色による駐車スペースの塗装

障害者等用駐車スペースを目立たせることで、障害のない人は一般車用駐車スペースと区別が付きやすく、不適正利用の抑止的効果が期待できます(写真二)。



青色塗装とゼブラマークで周囲に目立つ  
おもいやり駐車場  
(福島県立医科大学付属病院)

写真二 駐車スペースの目立つ塗装の例

#### ② 警告の看板設置

駐車スペースの利用対象者を説明したステッカーを目立つ色の看板に貼りつけている例や、不適正利用を「禁止」する大きい看板を、店舗入口から見やすい当該駐車スペースの上方に掲示している施設もあります(写真三)。



駐車場に掲示された看板  
(川口駅東口地下公共駐車場)

写真三 注意喚起の看板の例

#### ③ 警告文書の配布

福島県では、駐車車両に利用証が掲示されてい

ない場合、運転手（または同乗者）に利用証を掲示するよう求めること、県作成の注意喚起文を車のワイパーに挟むことなどの対応について、施設管理者に協力を求めている例があります。

#### ④ 広報・啓発活動

施設管理者により、ポスター等の媒体を使用した広報・啓発活動が実施されています。

##### 1) 高速道路会社におけるマナーキャンペーン等の実施

東日本高速道路株式会社では、マナーアップキャンペーンの一環として、毎月発行される情報誌「ハイウェイウォーカー」において、高速道路の利用マナーを周知しており、平成23年1月号では障害者等用駐車スペースの利用に関するマナー広報が実施されました（図-1）。

また、高速道路マップ等のパンフレットにも、当該駐車スペースの適正利用のお願いが掲載されました。



図-1 マナー広報の例

##### 2) スーパーマーケットの折込広告への協力依頼の掲載

福島市のヨークベニマル太平寺店では、数万



図-2 新聞折り込み広告への協力依頼の掲載例

部発行されている新聞の折り込み広告に、おもいやり駐車場利用制度ご協力をお願いについて掲載する取り組みが行われています（図-2）。

## 5 利用実態・利用者ニーズについて

上記のような地方公共団体や施設設置管理者側への調査のほか、肢体不自由者、要介護者等による障害者等用駐車スペースの利用実態やニーズを幅広く把握するため、以下のような利用者側へのアンケート調査を実施しました。

### (1) 利用者アンケート調査の概要

#### ① 調査対象

パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体のうち、佐賀県、福島県、川口市において、利用証の交付を受けた肢体不自由者、要介護者等に対して、アンケート調査を実施しました。

アンケート票配付数は3地域合計で2,087、回収数は1,281で回収率は61.4%でした（表-3）。

#### ② 調査内容・方法

アンケート調査では、障害者等用駐車スペースの利用実態関係では車の駐めやすさや駐められない場合の原因などについて、また、改善要望関係では不適正駐車防止のために効果のある対策や改善をしてほしい施設などについて、回答をお願いしました。

関係地方公共団体（佐賀県、福島県、川口市）のご協力のもとに、利用対象者に郵送でアンケート用紙を発送し郵送で回収しました（実施期間：平成22年12月17日～平成23年1月15日）。

なお、関係地方公共団体の各担当部局は、佐賀県健康福祉本部地域福祉課、福島県保健福祉部生活福祉総室高齢福祉課、川口市都市計画部都市計画課です。

#### (2) 対象者の属性（歩行特性）

アンケート回答者の属性として、歩行特性について見ると、「杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難」「自力で歩行可能だ

表-3 アンケート調査の対象者等

		利用証発行数		アンケート対象者抽出数	回収数	
			構成比			回収率
佐賀県	肢体不自由者, 脳原性運動機能障害者	1,735	41.1%	600	—	—
	要介護者	174	4.1%	100	—	—
	上記以外の者	2,309	54.7%			
	小計	4,218	100.0%	700	359	51.3%
福島県	肢体不自由者, 脳原性運動機能障害者	5,435	45.9%	602	—	—
	要介護・要支援者	889	7.5%	98	—	—
	上記以外の者	5,527	46.6%			
	小計	11,851	100.0%	700	455	65.0%
川口市	肢体不自由者	583	44.6%	583	412	70.7%
	要介護者(2~5)	104	8.0%	104	55	52.9%
	上記以外の者	619	47.4%			
	小計	1,306	100.0%	687	467	68.0%
合計				2,087	1,281	61.4%

が、長距離歩行は困難」との人がいずれの地域でも5~6割と多く、次いで「車いすを使用している」人が1.5~3割程度となりました。単に「自力で歩行」と回答した人は1割弱でした。

なお、3地域のうち川口市では、「車いすを使用している者(以下「車いす使用者」とする)」が32.5%と多く(佐賀県と福島県ではともに16%程度)、また「自力で歩行可能な者」が他地域の半数程度にとどまりましたが、これは、川口市においては、利用証の交付対象者を要介護者では2以上、肢体不自由者・体幹では3級以上とする等、他地域よりも厳しく設定していることが表れたものと推察されます(図-3)。

(3) パーキング・パーミット制度対象駐車スペースの利用状況

① 車のとめやすさ

1) 対象駐車スペースへの車のとめやすさ

現在のパーキング・パーミット制度対象駐車スペースへの車のとめやすさは、「いつでも大体とめられる」と「混雑時以外は大体とめられる」の合計が5~6割、「混雑時以外でもとめられないことがある」と「ほとんどとめられない」の合計が4~5割で、両回答が拮抗する状況となっており、「ほとんどとめられない」との回答は少ないものの、パーキング・パーミット制度の実施地域においても、障害のある人の

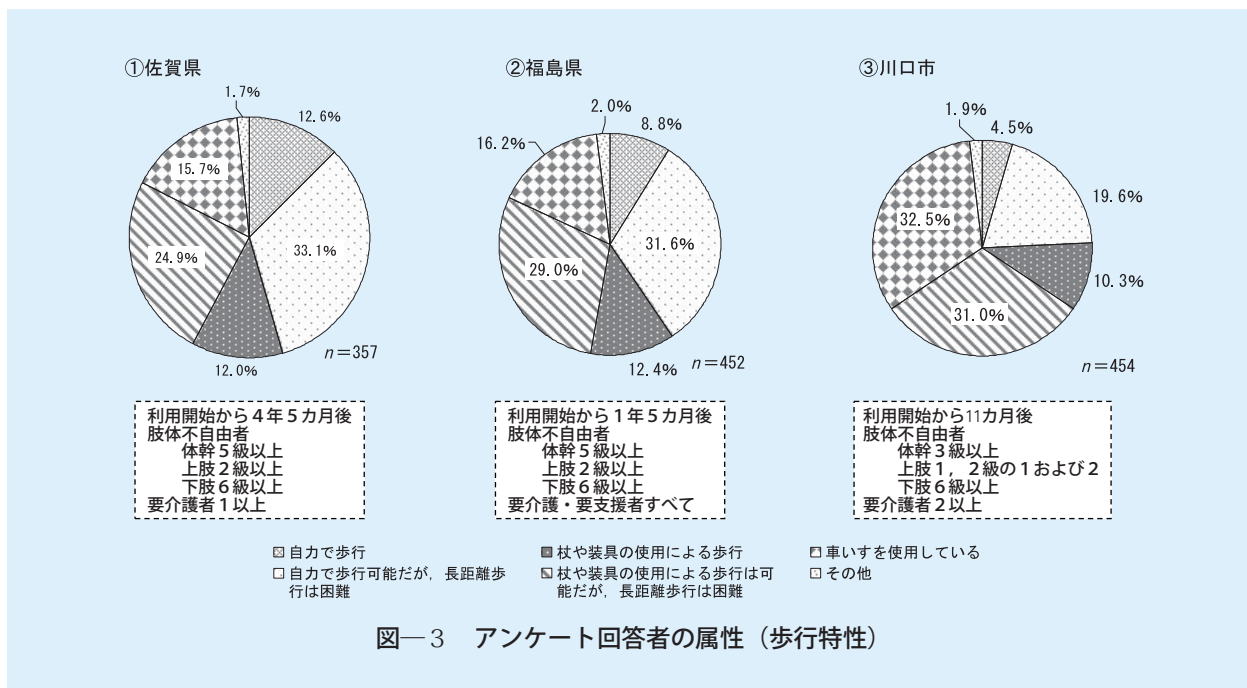


図-3 アンケート回答者の属性(歩行特性)

表—4 対象駐車スペースへの車のとめやすさについての回答

	いつでも 大体とめられる			混雑時以外は 大体とめられる			混雑時以外でもとめら れないことがある			ほとんど とめられない			合計		
	佐賀県	福島県	川口市	佐賀県	福島県	川口市	佐賀県	福島県	川口市	佐賀県	福島県	川口市	佐賀県	福島県	川口市
自力で歩行	27.3%	12.5%	27.8%	38.6%	35.0%	44.4%	31.8%	47.5%	16.7%	2.3%	5.0%	11.1%	44	40	18
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	5.1%	7.7%	9.5%	54.2%	41.3%	41.7%	31.4%	41.3%	39.3%	9.3%	9.8%	9.5%	118	143	84
杖や装具の使用による歩行	16.3%	5.5%	10.0%	53.5%	40.0%	30.0%	23.3%	49.1%	45.0%	7.0%	5.5%	15.0%	43	55	40
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	12.4%	7.6%	7.5%	42.7%	47.3%	43.3%	40.4%	38.9%	42.5%	4.5%	6.1%	6.7%	89	131	134
車いすを使用している	10.9%	5.6%	7.2%	43.6%	38.9%	44.6%	32.7%	45.8%	40.3%	12.7%	9.7%	7.9%	55	72	139
その他	16.7%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	85.7%	50.0%	55.6%	14.3%	0.0%	11.1%	0.0%	6	9	7
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2	3	1
合計	12.0%	7.3%	8.7%	47.3%	41.5%	43.0%	33.3%	43.5%	39.7%	7.3%	7.7%	8.5%	357	453	423

半数近くがとめづらさを感じている状況となっています(表—4)。

なお、回答者の歩行特性に関する属性別に見ると、車いす使用者や長距離歩行が困難な人ほど、「とめられない」側の回答がやや多くなっています。

#### 2) 対象駐車スペースにとめられない原因

対象駐車スペースに車をとめられない原因としては、「利用証の掲示のない車(障害のない人等)の駐車が多い」との回答が3県市とも6割を超え、パーキング・パーミット制度の実施地域においても、障害のない人等の不適正な利用を完全には防止できていない状況が推察されます(表—5)。

なお、「車いす使用者」は、福島県と川口市で「利用証の掲示のない車(障害のない人等)

の駐車が多い」との回答が他層に比べて高くなっています。

#### ② プラスワンの取り組みの認知、利用状況

佐賀県では、車いす使用者から「パーキング・パーミット制度の利用者が全体として増え、障害者等用駐車スペース(幅3.5m以上)に駐車できないことが多くなった」との意見が多く寄せられていたため、平成22年1月20日より、パーキング・パーミット制度協力施設の建物出入口近くの一般駐車スペース(幅2.5~2.7m程度)を、車いす使用者以外の利用対象者のための駐車スペースとして確保(プラスワン)する取り組みを行っています。

この取り組みについては、6割以上の人々が当該駐車スペースを「利用したことがある」と回答し、また、合計で7割以上の人々が「かなりとめや

表—5 対象駐車スペースにとめられない原因についての回答

	利用証の掲示のない車の 駐車が多い			駐車スペースが 少ない			パーキング・パーミット制度駐車場に協力 している対象施設が少ない・おみやげ駐 車場制度に協力している対象施設が少ない			その他			合計		
	佐賀県	福島県	川口市	佐賀県	福島県	川口市	佐賀県	福島県	川口市	佐賀県	福島県	川口市	佐賀県	福島県	川口市
自力で歩行	68.8%	67.7%	75.0%	31.3%	25.8%	0.0%	0.0%	6.5%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	32	31	8
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	63.6%	65.1%	64.1%	33.6%	22.2%	18.8%	2.7%	9.5%	12.5%	0.0%	3.2%	4.7%	110	126	64
杖や装具の使用による歩行	68.6%	61.5%	56.3%	22.9%	28.8%	25.0%	8.6%	5.8%	12.5%	0.0%	3.8%	6.3%	35	52	32
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	64.9%	54.3%	67.0%	27.3%	33.6%	19.0%	7.8%	9.5%	10.0%	0.0%	2.6%	4.0%	77	116	100
車いすを使用している	62.5%	79.1%	69.4%	33.3%	14.9%	18.9%	0.0%	4.5%	10.8%	4.2%	1.5%	0.9%	48	67	111
その他	20.0%	62.5%	60.0%	20.0%	12.5%	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	25.0%	0.0%	5	8	5
無回答	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2	2	1
合計	64.4%	64.2%	66.4%	30.1%	25.1%	19.0%	4.9%	7.7%	11.5%	0.6%	3.0%	3.1%	309	402	321

すくなった」または「少しとめやすくなった」と回答しており、幅広の障害者等用駐車スペースのほかに、通常の幅で車いす使用者以外の障害のある人向けのスペースを設けることの有効性が確認できます。

**(4) 対象駐車スペースの駐車しやすさで最も重視すること**

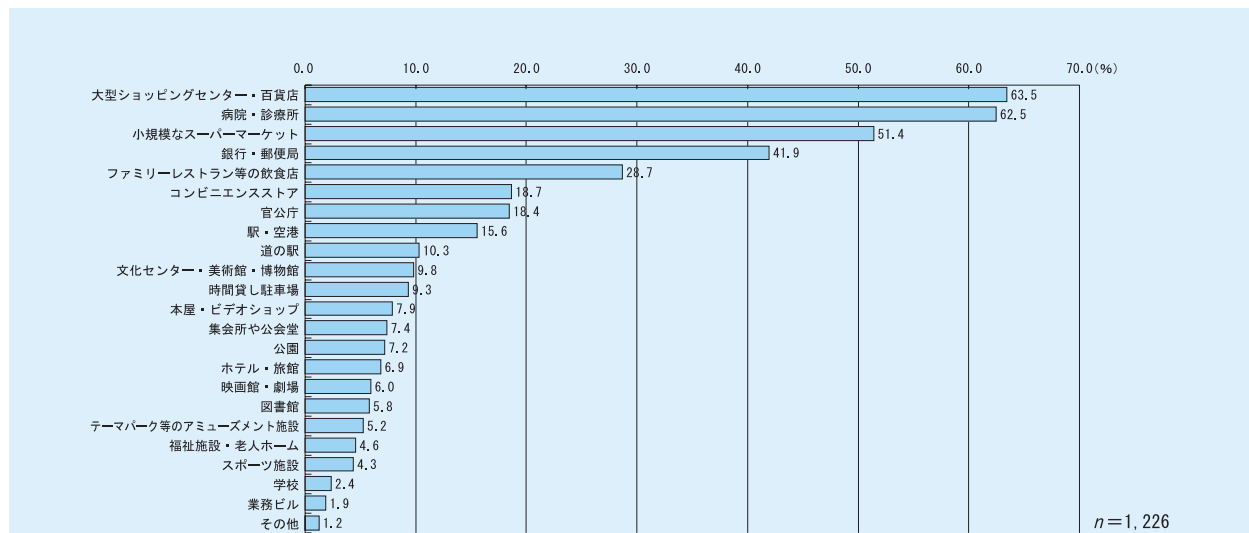
障害者等用駐車スペースの駐車しやすさ（とめやすさ）で最も重視されていることは、「施設（建物）の入口に近い場所に設置されていること」で、「駐車スペースの数が多いこと」や「案内が適切にされていること」「屋根が付いていること」などの選択肢に比べ、圧倒的に多くなっています。

**(5) 不適正な駐車，競合利用を改善してほしい施設の種類の種類（5つまで）**

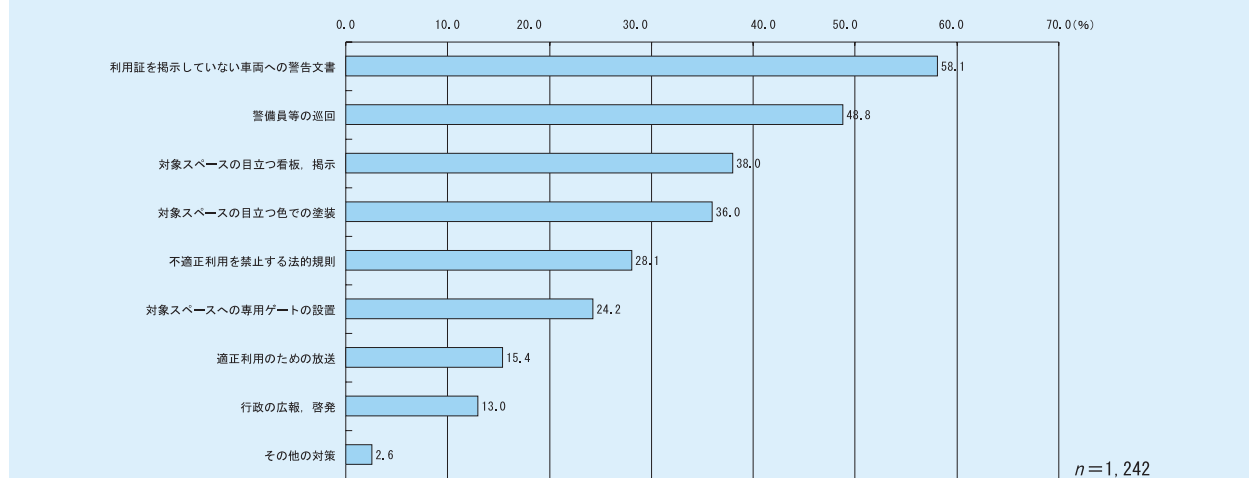
車をとめにくいことが多く、改善をしてほしい施設の種類の種類について聞いたところ、「病院」や「大型ショッピングセンター・百貨店」との回答が多くなっています（図－4）。

**(6) 不適正な駐車防止のために効果のある対策**

障害者等用駐車スペースの不適正な駐車防止のために、効果があるとする対策について聞いたところ、3県市ともに「利用証を掲示していない車両への警告文書」が最も多く、次いで「警備員等の巡回」「対象スペースの目立つ看板，掲示」「対象スペースの目立つ色での塗装」などとなっています（図－5）。



図－4 不適正な駐車等の改善のニーズの高い施設



図－5 不適正な駐車防止のために効果があるとして選択された対策



## (1) 現状の取り組みについての評価

## ① パーキング・パーミット制度について

平成18年に佐賀県で始まったパーキング・パーミット制度は、その後、他県・市でも導入が進んでいます。同制度については、本調査などにおけるアンケート結果を見ると、その効果について一定の評価がされている一方、課題もあり、大まかには以下のようにメリット、デメリットが整理できます。

## 【メリット】

- ・利用対象者が明確化されること
- ・利用対象者以外の者による利用がある程度減少すること
- ・地方公共団体による公的な仕組であること

## 【デメリット】

- ・必ずしも幅の広い駐車スペースを必要としない利用対象者を広く対象としているため、広いスペースが必ず必要な車いす使用者等が結果としてとめづらくなったとの評価もあること（全体の駐車スペースを増やすことが困難であることも背景）
- ・利用対象者の要件を満たさない一部の高齢者等は、仮に足腰が弱い等の事情があっても使えなくなること
- ・公的ではあっても任意の仕組であり、強制力はないこと
- ・仕組の創設、運用に一定の公的コストを要すること

このようなデメリットの一部を踏まえ、佐賀県では「プラスワン」として、施設出入口付近の一般駐車スペースの一部を車いす使用者以外の者のためのスペースとして確保・表示する取り組みを始めており、従前よりもとめやすくなったとの評価が7割を超えています。

## ② 各施設における不適正駐車防止装置設置の取り組みについて

大型商業施設、病院等の中には、独自に駐車許

可証（リモコン、カード等）を発行し、障害者等用駐車スペースの入口に駐車ゲートを設け、利用対象者以外の人による駐車をほぼ完全に防止している事例があります。

例えば、イオンモール、イオンリテールでは、全国的に障害者等用駐車スペースにリモコン等を利用する専用ゲートを設置しており、全店舗統一の仕組ではありませんが、多くは障害者等用のスペースを何カ所かに集約し、リモコンでゲートを開放して利用するものです。

また、阪急西宮ガーデンズでは、「車椅子利用者専用駐車区画」を設け、そこに22台分の幅広スペースを設けており、当区画が満車になったことはないとしており、別途、ゲートのない障害者等用駐車スペースも44台分設置しています。

このような取り組みについては、大まかには以下のようにメリット、デメリットが整理できます。

## 【メリット】

- ・利用対象者以外の者による利用を相当程度防止できること

## 【デメリット】

- ・設備設置、リモコン交付等のコストが大きいこと（特にリモコン費用は際限なく増加）
- ・規模の大きい施設でない現実的に適用困難であること
- ・体力のある事業者でないとコスト的（物的、人的）に実施困難であること
- ・リモコンの又貸し等による不適正利用を完全には防止できないこと

このほか、障害者等用駐車スペースの目立つ色での塗装や、なるべく目立つような看板の設置などについて取り組んでいる例が見られました。

## (2) 今後の対応の方向性

以上のような整理を踏まえ、今後の対応としては、以下のような観点についても考慮しながら、各地域の地方公共団体や施設設置管理者に、なるべく効果が高かつ現実的な方策に取り組んでいただけるよう、取り組みを促していくこととしました。

## ① パーキング・パーミット制度について

利用対象者の範囲が広く、結果として車いす使用者が利用しづらくなったとの評価を看過できない面もあるが、比較的低コストで、緩やかな制度として不適正利用を防止する仕組として一定の評価ができる方策であり、後述の「ダブルスペース」の設置促進等と併せて、地域の実情に応じた地方公共団体での検討を促していく。

### ② 不適正駐車防止装置の設置について

一定規模以上でない現実的に運用が困難で、設置や維持に係るコストが高く、現状では実施しているのは一部の大規模施設等に限定されているが、不適正利用の防止には相当の効果が期待できる方策であり、後述の助成制度の活用等も含め、取り組み可能と考えられる施設において普及を図る。

### ③ その他の留意すべき事項について

#### ・ダブルスペースの確保について

車いす使用者に必須の幅の広い駐車スペースと、通常の広さで施設出入口近くへの設置が望ましい他の障害者、高齢者等用のスペースの両方を設ける「ダブルスペース」の考え方をより普及させていく。

#### ・対策実施上の細かな配慮について

規模の小さな施設等においても、障害者等用駐車スペース路面の目立つ色での塗装や、目を引く看板等の設置、注意喚起・警告書面の配布など、ある程度の効果が期待できる取り組みがあり、これを一層普及させていく。

#### ・条例制定による基準強化について

障害者等用の駐車スペースについては、バリアフリー法に基づく地方公共団体の条例で設置数の増強などの基準を義務化することが可能となっており、その活用も選択肢の一つとして啓発を図る（ただし、当然ながら、各地の実情に応じ、地域での同意が前提となる）。

#### ・罰則の導入について

不適正な利用を防止するための仕組として、法令において罰則を設けることも一定の効果があると考えられるが、その際には利用対象者を相当厳格に限定する必要がある。また、多くの駐車場は民有地にあり取締体制など罰則の実効

性を確保するための現実的仕組が必要。加えて、当事者アンケート結果からは、必ずしも多くの利用者に導入へのコンセンサスがあるともいえない。

### (3) 取り組み方策の普及について

上記検討により整理された取り組むべき方策については、地域や施設・業態等に応じ、それぞれにおける検討を促し、取り組みを促進するため、簡単なパンフレットの形にまとめ、地方公共団体や関連施設設置管理者等に配布しました（図—6）。

併せて、地方公共団体の判断により、不適正駐車防止装置の設置等に対して国費を含めて助成することができる「社会資本整備総合交付金」についても同パンフレットに記載し、同交付金の活用についても周知を図りました。



図—6 障害者等用駐車場適正利用普及パンフレット（表紙）

### 【謝 辞】

最後になりましたが、アンケートやヒアリング等、本調査にご協力をいただいた佐賀県、福島県、川口市等の関係者の皆様に深く御礼申し上げます。

### 【詳細な内容をご覧になりたい方に】

本調査の詳細な内容については、報告書を以下のホームページに掲載しておりますのでご覧下さい。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000030.html)